

特定非営利活動法人 NPO まちづくり研究所

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 NPO まちづくり研究所という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を佐賀県小城市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域住民、空き家等の所有者、移住及び定住を希望する者その他地域に関わる者に対して、空き家、空き地、歴史的建築物及び古民家等の適正な管理、保存、再生、利活用及び流通の促進、住まい、建築及び景観に関する相談及び支援、移住・定住の促進、地域資源を活かした交流拠点の運営並びに住民主体のまちづくりに関する事業を行い、人と住まいと地域をつなぐことにより、良好な住環境及び地域景観の形成、地域コミュニティの活性化並びに安心して暮らし続けることができる持続可能な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動法人の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (3) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 経済活動の活性化を図る活動
- (7) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- ① 空き家、空き地、歴史的建築物及び古民家等に関する相談窓口の設置及び運営並びに相談、調査、情報収集、情報提供及び助言に関する事業
- ② 空き家等の所有者と利用希望者とのマッチング並びに空き家バンクその他の空き家情報提供制度の運営及び支援に関する事業
- ③ 空き家等の適正な管理、保存、再生、改修、利活用及び流通の促進に関する事業

- ④ 空き家等に関する相続、登記、売買、賃貸、管理、改修その他の課題について、関係する専門家及び事業者との連携及び相談者への支援を行う事業
- ⑤ 国、地方公共団体その他の団体から受託する、空き家相談窓口、空き家バンク、空き家対策、移住・定住支援その他のまちづくりに関する事業
- ⑥ 移住及び定住に関する相談、情報提供、受入れ支援並びに地域住民との交流促進に関する事業
- ⑦ 住まい、建築、住宅改修及び地域景観に関する相談、助言及び提案に関する事業
- ⑧ 空き家、古民家その他の地域資源を活用した交流拠点、地域活動拠点、貸室その他の施設の管理及び運営に関する事業
- ⑨ まちづくり、空き家対策、移住・定住、住環境及び地域景観に関する講習会、講演会、研修会、相談会、体験会及びイベント等の開催に関する事業
- ⑩ まちづくり、空き家対策、移住・定住、住環境及び地域資源の活用に関する調査研究、情報発信及び普及啓発に関する事業
- ⑪ 空き家、古民家、農地、遊休地その他の地域資源を活用した農作物等の生産、加工、販売及び体験に関する事業
- ⑫ 空き家、古民家その他の地域資源を活用したカフェその他の飲食施設及び物品販売施設の管理及び運営に関する事業
- ⑬ 地域住民、行政、事業者、専門家その他の関係機関との連携及びネットワークの構築に関する事業
- ⑭ 前各号に附帯又は関連する事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の2種類とし、正会員をもって特定非営利活動法人(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び法人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して支援する個人及び法人
- (3) 名誉会員 この法人の活動に特別の功労があり、理事会が承認したもので、総会における表決権を有しない

(入会)

第7条 会員(名誉会員を除く)として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条各号に掲げる条件に適合すると認められたときは、正当な理由がないかぎり、入会を認めなら

なければならない。

- 2 理事長は前項のものの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、総会の決議により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(拠出金の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の拠出金は、返済しない。

第4章 役員及び職員

(役員)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上
 - (2) 監事1名以上
- 2 理事のうち、1名を理事長、1名を副理事長とする。

(役員を選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選出する。

- 2 理事長及び副理事長は理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 4 監事は、理事又はこの法人の役員を兼ねることはできない。

(役員の職務)

第15条 理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務についてこの法人を代表しない。
- 3 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順番によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款に定め及び理事会の決議に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務をおこなう。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2項の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(役員の任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、人気の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠の為、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれ前任者又は現認者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の解任)

第18条 役員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、総会の決議により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(役員報酬当)

- 第19条 役員はその総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、総会の決議を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。
- 2 職員は理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

- 第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(機能)

- 第23条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く第48条において同じ)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

- 第24条 通常総会は、毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は次の各号の一つに該当する場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき

(招集)

- 第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定により請求があったときには、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までには、通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定員)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため議会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決をした正会員は、前2条及び次条第1項及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の決議について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の決議に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思を表示したこ

とにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は理事をもって構成する。

(機能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の決議した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の決議を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第34条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときには、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知した事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決をした理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の決議を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第44条 予算超過又は、予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び決算)

第45条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更生をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表、及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときには、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の説証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る)

- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他、当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠乏
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員の4分の3以上の承認を得なければならない。
3. 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散総会の議決により選定した者に譲渡する。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の決議を経、かつ、所轄庁の承認を得なければならない。

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行う。ただし、解散時の公告、清算時の破産手続開始決定の公告は官報に掲載して行う。

第9章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを決める。

附則

- 1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	三原 宏樹
副理事長	權藤 浩
副理事長	八頭司 美紀
理事	田崎 龍司
理事	江頭 雲平
理事	宮崎 洋
理事	副島 秀朗
理事	喜多 誠
理事	中村 美奈子
監事	古賀 直
監事	梅木 誠太郎
- 3 この法人設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定に係らず、成立の日から平成16年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定に係わらず、設立総会の定めによるところのものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定に係わらず、成立の日から平成16年3月31日までとする。
- 6 この法人の当初の会計費は、第8条の規定に係わらず、次に掲げる額とする。

(1) 年会費

- | | |
|--------|----------------------|
| ① 正会員 | 月額 1,000円（年額12,000円） |
| ② 学生会員 | 月額 200円（年額 2,400円） |

◎ 平成17年5月22日 第16条（役員の任期等 改正）

◎ 平成25年5月24日 総会にて改定事項議決

改定事項は以下のとおり

《第7条、第8条、第12条、第23条、第39条について》

◆ 入会及び入会金に関する文言の修正のため

《第15条、第24条、第28条、第30条、第33条、第42条、第43条、第44条、第46条、第49条、第50条について》

◆ 平成24年4月1日付、法改正による文言の修正のため

《第38条について》

◆ 議事録に関する文言の修正のため

- ◎ 平成29年5月26日
- 《第51条について》
 - ◆ 譲渡先の幅を広げることによる文言の修正のため
 - 総会にて改定事項議決
 - 改定事項は以下のとおり
 - 《第53条について》
 - ◆ 特定非営利活動法人促進法改定に伴う変更
(貸借対照表の公告方法の変更)
- ◎ 令和7年6月29日
- 総会にて改定事項議決
 - 改定事項は以下のとおり
 - 《第2条について》
 - ◆ 住所変更による文言の修正のため
 - 《第13条について》
 - ◆ 副理事長の人数変更に関する文言修正のため
- ◎ 令和8年7月25日
- 臨時総会にて改定事項決議
 - 改定事項は以下おり
 - 《第3条について》
 - ◆ 目的の文言変更
 - 《第4条について》
 - ◆ 特定非営利活動法人の種類の文言変更
 - 《第5条について》
 - ◆ 事業の文言変更
 - 《第20条について》
 - ◆ 文言追加
 - 《第30条の2項について》
 - ◆ 文言変更
 - 《第38条の2項について》
 - ◆ 文言変更